

## 6 役員及び評議員の報酬等に関する規程

公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター（以下「センター」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうちセンターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいい、評議員と併せて非常勤役員等という。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員等の職務遂行の対価として次の報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤理事 報酬、期末手当及び退職手当
- (2) 非常勤役員 日当

2 常勤理事に対する退職手当は、常勤理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤理事を退任した者に限り、支給する。ただし、県又はセンター等を退職した者で常勤理事に選任された者については支給しない。

3 非常勤役員等が理事会又は評議員会に出席した場合は、日当を支給することができる。日当の金額は一日当たり10,000円とし、その都度支給する。

4 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 期末手当の額は、別表第2に定める算式により算出される額とする。

3 退職手当の額は、別表第3に定める算式により算出される額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）
- (2) 期末手当 毎年6月及び12月
- (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により常勤の理事を退任した後1か月以内（報酬の額の日割計算）

第6条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

（費用）

第7条 センターは、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また概算払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤理事には、出勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費等を含む）を別に定める旅費規程に基づき支給する。

（補足）

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成24年4月から平成26年3月までの間、常勤役員の報酬月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる額から当該額に第3条第1項に定める割合に100分の5を加算して乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときには、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当に反映しないものとする。
- 3 財団法人21あおもり産業総合支援センター常勤役員給与規程（平成14年4月1日制定）、常勤役員の給与の特例に係る規程（平成21年4月1日制定）及び常勤役員退職手当支給規程（昭和48年5月17日制定）は廃止する。
- 4 常勤の理事長に係る報酬月額の規定は、平成25年9月20日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(別表第3 (第4条関係) の改正)

別表第1 (第4条関係)

役職名	報酬の額
理事長	月額 434,000円
専務理事	月額 349,000円
常務理事	月額 290,000円

別表第2 (第4条関係)

6月の期末手当：基礎額×期別支給割合×在職期間別割合

12月の期末手当：基礎額×期別支給割合×在職期間別割合

支給割合は青森県行政職給料表8級・9級・10級に相当する支給割合を活用する。

別表第3 (第4条関係)

報酬の月額(退職の日におけるその者の報酬月額)×在職月数÷12

在職月数は常勤理事として引き続いた在職期間とし、在職期間に1月未満の端数がある場合にはその端数を切り捨てる。